

○北見工業大学研究成果有体物取扱規程

(平成29年3月8日制定)

(目的)

第1条 この規程は、北見工業大学(以下「本学」という。)における研究成果有体物の取扱いを規定することにより、研究成果有体物の適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及び本学の研究促進と技術移転を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究成果有体物 教育・研究の結果又はその過程で創作、抽出又は取得されたもののうち、学術的価値又は財産的価値のあるものであって、次に掲げるものをいう。
 - ア 材料及び試料(試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞、微生物、ウイルス、核酸、タンパク質等)
 - イ 試作品、モデル品、実験装置等
 - ウ データベース、フローチャート、コンピュータプログラム、文字、記号、音声、画像、図面等の各種情報を記録した電子又は紙の記録媒体等(論文、講演その他の著作物を除く。)
- (2) 職員等 本学の役員及び職員並びに本学が外部から受け入れた研究者をいう。
- (3) 学生等 本学において職員等に教育・研究指導を受けている学部学生、大学院学生、研究生等をいう。
- (4) 職務上 研究成果有体物を得られるに至った職員等の行為がその性質上本学の教育・研究の範囲に属し、かつ、当該職員等の本学における現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (5) 作製 研究成果有体物の創作、抽出又は取得をいう。
- (6) 作製者 研究成果有体物を作製した職員等及び学生等をいう。
- (7) 提供 研究成果有体物を無償又は有償で外部機関において使用させるために譲渡又は貸与することをいう。ただし、分析依頼のための提供又は特許出願のための生物寄託を除く。

(帰属)

第3条 職員等によって職務上得られた研究成果有体物の所有権は、特段の定めがない限り本学に帰属する。

2 職員等の指導又は本学の教育研究のプログラムによって、学生等が本学の設備等を使用して得られた研究成果有体物の所有権は、特段の定めがない限り本学に帰属する。

(管理)

第4条 職員等及び学生等は、研究成果有体物について適切に管理又は廃棄しなければならない。

2 職員等及び学生等は、外部機関へ研究成果有体物を持ち出す場合は、善良なる管理者の責任と義務をもって管理しなければならない。

(研究成果有体物の提供等に係る届出)

第 5 条 職員等及び学生等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別紙様式第 1 号による研究成果有体物提供等届出書により学長に届け出るものとする。

- (1) 外部機関に研究成果有体物を無償又は有償で提供する場合(共同研究又は受託研究契約等に基づき提供する場合を除く。)
- (2) 異動又は離職する職員等が、研究成果有体物を持ち出す場合
- (3) 学生等が、その身分を失うに当たり、研究成果有体物を持ち出す場合

2 職員等及び学生等は、研究成果有体物の提供につき、法令、本学の規則等を遵守しなければならない。

(無償提供)

第 6 条 本学は、研究成果有体物を教育・研究を目的として外部機関に提供する場合は、研究成果有体物の無償提供に関する契約を締結した後、研究成果有体物を提供先に原則として無償で提供するものとする。ただし、当該提供に係る研究成果有体物の作製、搬入、搬出等の経費を当該提供先に負担させることができる。

(有償提供)

第 7 条 本学は、研究成果有体物を産業利用若しくは収益事業を目的として外部機関に提供する場合又は前条の目的以外の目的として提供する場合は、研究成果有体物の有償提供に関する契約を締結した後、研究成果有体物を提供先に原則として有償で提供するものとする。

(提供補償金)

第 8 条 学長は、研究成果有体物を提供することにより本学が収益を得たときは、その作製者に対し提供補償金を配分するものとする。

2 前項に規定する作製者に対する提供補償金の配分については、国立大学法人北見工業大学職務発明等補償金支払要項第 5 条の規定を準用する。この場合において、同条中「実施補償金」とあるのは「提供補償金」と、「知的財産権の実施又は処分」とあるのは「研究成果有体物の提供」と、「権利化・維持・活用等に要した費用」とあるのは「研究成果有体物の作製、搬入、搬出等」と、「発明者」とあるのは「作製者」と読み替えるものとする。

(外部機関における研究成果有体物の取扱い)

第 9 条 職員等又は学生等が外部機関において研究成果有体物を得た場合の権利の帰属については、当該外部機関との協議によるものとする。

(研究成果有体物の受入れ)

第 10 条 職員等又は学生等は、教育・研究を目的として、外部機関から研究成果有体物を受け入れる場合は、別紙様式第 2 号による研究成果有体物受入届出書により、学長に届け出るものとする。この場合において、職員等及び学生等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 本学は、研究成果有体物の受入れに関し、外部機関から契約締結の要請があった場合は、契約を締結するものとする。

3 学生等が研究成果有体物を受け入れる場合は、教育・研究指導する職員等を経由して

行わなければならない。

(研究成果有体物の提供及び受入れの禁止)

第 11 条 本学においては、研究成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該研究成果有体物について提供及び受入れをしてはならない。

- (1) 学長が提供又は受入れを禁止した場合
- (2) 法令及び本学の規則等に違反する場合
- (3) 国及び本学の定める倫理指針に違反する場合
- (4) 第三者との契約等又は第三者の権利に抵触するおそれがある場合
- (5) 個人が特定され得る情報がある場合
- (6) 生命や環境に重大な影響を与えるものであって、その安全対策等が確保されていない場合

(共同研究及び受託研究に係る研究成果有体物の取扱い)

第 12 条 共同研究又は受託研究において、職員等が研究成果有体物を作製した場合は、共同研究又は受託研究契約等において研究成果有体物の取扱いが定められていないときは、相手方と協議の上、当該研究成果有体物の権利の帰属その他の取扱いについて定めるものとする。

(庶務)

第 13 条 この規程に関する庶務は、研究協力課において行う。

(雑則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、研究成果有体物の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式第 1 号(第 5 条関係)

研究成果有体物提供等届出書

年 月 日

北見工業大学長 殿

届出者

所属：

氏名：

印

北見工業大学研究成果有体物取扱規程第 5 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

研究成果有体物の名称：
数量：
内容及び性質：(記載欄が不足するときは、別紙に記載し添付すること。)
作製者の所属、氏名、寄与率(%)：(寄与率は有償提供の場合のみ記載すること。)
提供先機関の名称、提供先代表者氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)：
提供等の目的：(記載欄が不足するときは、別紙に記載し添付すること。)
提供対価： <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償(希望額： 円)
特記事項：(記載欄が不足するときは、別紙に記載し添付すること。)

研究成果有体物受入届出書

年 月 日

北見工業大学長 殿

届出者

所属：

氏名：

印

北見工業大学研究成果有体物取扱規程第10条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

研究成果有体物の名称：
数量：
内容及び性質：(記載欄が不足するときは、別紙に記載し添付すること。)
作製代表者の所属、氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)： (第三者機関を介して入手する場合はその第三者機関の名称も記載すること。)
受入の目的：(記載欄が不足するときは、別紙に記載し添付すること。)
受入の条件：(契約書(案)がある場合は、この欄の記載に代わりそれを添付すること。)
受入対価： <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償(円)
特記事項：(記載欄が不足するときは、別紙に記載し添付すること。)